

## 表 彰 規 程

第1条 この規則は本会の振興に関し、功績のあった個人又は団体の表彰に必要な事項を定める。

第2条 会員又は団体で、その業績が会及び会員の向上のため顕著で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 研究が優秀
- (2) 資料収集に著しく貢献した
- (3) 有益な事務開発で、会の向上に役立った
- (4) 実務や行動が特に他の模範である

第3条 会の運営に特に功績が顕著で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 会員として20年以上在職したもの
- (2) 常任理事、理事、特別委員、監査を4年以上
- (3) 会長、副会長、会計を2年以上
- (4) その他

第4条 表彰は表彰状を授与し、記念品を併せる場合もあり、その業績は、本会会報に掲載し、これを顕彰する。

第5条 表彰は個人又は各評議員よりの具申により評議員会に計り決定する。

第6条 本規則について必要な事項は理事会で定める。

付 則

この規則は昭和42年4月1日より施行する。

昭和51年5月15日一部改正(第3条、第5条)

平成17年3月 3日一部改正(第1条、第3条)

平成31年2月27日一部改正(第2条、第3条)